

委員会行政視察報告

市議会だより

あな



ひろしまゲートパークプラザ



津市での視察



亀山市での視察



たけはら町並み保存地区



亀山市立図書館



常任委員会

議会では、提出された議案等に対し、詳細な審議を効率的に行うため、委員会制度を設けています。

現在、常任委員会には総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の3委員会が設置され、付託された議案の審査のほか、閉会中も所管事項に関し、調査を行っています。令和6年度に実施した先進地視察研修の内容を御報告いたします。

総務委員会

◇視察日 令和6年5月22日～23日

◇参加議員 陶久晃一・西川達也・横田守弘・湯浅隆浩・

武田光普・星加美保・佐々木志満子

◇視察先・視察目的

三重県津市 ・公共施設の最適化について

三重県名張市 ・ゆめづくり地域予算制度について

〔三重県津市〕

◇公共施設の最適化

津市は、高度経済成長期に多くの施設が作られてから、40年から50年が経過し、施設の劣化、人口減少と少子高齢化、財政状況の逼迫、市町村合併の必要性等により、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な公共施設の管理が必要に迫られていた。

平成18年1月1日に10市町村が合併し、新市まちづくり計画を実行するため、平成29

年1月に津市公共施設等総合管理計画を策定した。

合併したことにより、公共施設がかなり増加したため、公共施設の貸出しを増やしたり、売却をして公共施設数を縮減する等、各実情に応じた最適化を図っている。

幼稚園の園児数は減少しているが、保育園のニーズが高まっていることにより、改修、増築、売却などを行い、こども園に統合することを推進している。また、旧校舎を貸出し、通信制高校を開校したり

して、既存施設の利用促進に努めている。

しかし、施設の貸出しの問い合わせがあっても、貸出しには住民の合意等も必要であるので、貸出しにいたらないケースがある。

施設を点で見るとはならず、地域を面で俯瞰して見て、課題解決に取り組んでいる。

今後は、コミュニティバスの利用促進（デマンド型交通の導入）を予定しており、さらなる施設利用の促進が期待される。

本市も、多くの老朽化した施設を抱えており、同じような悩みがある。津市の推進体



津市での視察のようす

制の整備、総合的管理、市民協働・公民連携のための仕組みの整備は、本市において公共施設管理の参考となる取り組みである。

〔三重県名張市〕

◇ゆめづくり地域予算制度

名張市のゆめづくり地域予算制度は、平成15年に名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例を制定し、地域の小学校圏域に一つずつ地域づくり委員会を設置し、各種補助金を交付金として一本化を行い、使途自由な一括交付金として始まった。各地域で地域ビジョンを策定し、基本方針や実施計画を策定して地域づくりを推進している。

公民館から市民センターへ統一し、生涯学習機能に加え、地域づくり活動の拠点としての機能を追加したことで、幅広い活動が可能となり、「住民が自ら考え、自ら行う」住民主導のまちづくりを推進している。

しかし、制度が始まって20年が経過し、様々な問題もあり、少子高齢化による担い手不足、ボランティアの不足、

活動資金の不足、地域組織役員の固定化等が問題となっている。地域の後継者を担う新たな人材を確保し、育てていくことが大変重要になってきている。

新たな活動として、外向けでなく市内向けのシティプロモーションにより、市内20代から50代の市民が考えた市のブランドロゴを作成し、名張独自のブランドイメージの創出に取り組んでいる。

また、地域内の伝統的な祭りのみこしの担ぎ手も地域外の人に募集を行ったり、地域



名張市での視察のようす

内の高校生が立ち上げたグループがイベントを開催したり、小・中学校対象のこどもクラブの卒業生の高校生、大学生がこどもクラブのイベントに携わったりして、持続可能なまちづくりを目指して、活動に取り組んでいる。

名張市は、財政状況が逼迫したことをきっかけに一括交付金の制度に比較的スムーズに移行が進んだ。本市においての「わが町予算制度」を考える際に参考となる取り組みであった。

文教厚生委員会

◆視察日 令和6年5月14日～16日

◆参加議員 金久博・奥田勇・荒谷みどり・幸坂孝則・

◆視察先・視察目的 福島民雄・広浦雅俊・水谷あゆみ・久米良久

東京都豊島区・子育て支援について

三重県亀山市・亀山市立図書館について

愛知県小牧市・窓口サービスの向上について

〔東京都豊島区〕

◇子育てインフォメーション

2014年に豊島区が消滅可能性都市に指摘されたことを契機に「としま100人女子会」が開催された。これは、今まで意見を聞く機会が少なかった20歳から39歳の女性の声を直接聞くための住民参加のまちづくりの取り組みである。この女子会には、100人以上の応募があり、

区政への関心の高さが明らかになった。その後、この会を母体とした「としまF1会議」が開催され、女性の目線での施策が提言された。その一つが子育てインフォメーションである。この事業は相談・情報・連携の三つを柱としており、相談・連携については、子育てナビゲーターがじっくりと話を聞き、必要に応じて適切な機関へとつなげる役割を担っている。また、子育て情報については豊島区子育て

応援アプリを活用し、区内の様々なイベント情報を自宅ですぐ受け取れる仕組みを整えている。

◇子ども家庭支援センター

平成13年、豊島区の東西二か所にこども家庭支援センターを開設した。西部では児童発達支援事業も担い、障がいのある子どもの相談がしやすい環境を作っている。東部では、子ども家庭総合支援拠点として相談を受ける体制を整え、要保護児童対策地域協議会の事務局を担っている。年間の来館者数は約二万七千人、相談件数は約一万六千件に上る。

◇豊島区子ども若者総合相談事業「アシストとしま」

39歳までの子ども・若者を対象とした相談事業であり、専門機関と連携し、子どもを支援している。小・中学生に一人一台配布されているタブレットには、匿名で相談できるシステムを構築し、相談しやすい環境を整えている。豊島区子ども若者支援地域協議会では、若者の居場所に関わる官民の事業者間で定期的に



豊島区での視察のようす

情報交換を行い、子どもたちの支援を行っている。

豊島区の子育て支援は、包括的で多面的なサポートを提供しており、赤ちゃんの頃から若者までの各段階で、切れ目なく支援が続くよう設計されている。また、子育てに関する相談窓口を子育て支援課の近くに配置するなど、利用者が気軽に相談できる環境づくりへの工夫が随所にみられた。

〔三重県亀山市〕

◇亀山市立図書館

亀山駅前には亀山市の第二次総合計画基本構想において中心的都市拠点と位置付けられたが、にぎわいを創出するための核となる公共施設がなかった。そこで、図書館を交流と地域づくりの拠点とすべく、図書館を亀山駅前に移転した。

新図書館の基本理念を「学びの場からつながる場へ」とし、①読書活動により高まる知（知・ち）、②読書活動から広がる学び（学・ま）、③学びの成果の体現と交流を楽しむ（楽・た）をコンセプトとした。このコンセプトは、亀山市が古くから交通の要衝として栄えたまちであることから、道の分岐を意味する「衢」（ちまた）になぞらえ、街道文化が花開いた亀山の地で様々な情報が集まり、その情報をもとに人と人とが語り、新たな地平が広がる場、居場所ということをイメージしたものである。

亀山市立図書館整備基本計画の策定にあたっては、亀山市立図書館整備推進委員会の開催、公開型及び訪問型の市民ワークショップの実施、意見箱の設置、関係団体との意

見交換会など、幅広い市民参加の手法が採用された。

令和5年1月26日に開館した図書館は、多機能型図書館として様々なサービスと機能を提供している。図書館の基本的な役割である資料の収集・保存・提供に加え、地域課題の解決や世代ごとの図書館利用の推進を図る取り組みを行っている。例えば、ボランティアによる読み聞かせ、不登校児童の居場所としてのサークルルームの設置、子育て世代包括支援センターのサテライト機能、また、市民発案によるテラスからの星空観察会やバレエ公演等が行われた。

視察時に来館者の生の声を聞いたところ、開館から一年が経過し、市内外を問わず多くの人に利用される「居場所」として定着していることが感じられた。

貴重な参考モデルであった。

【愛知県小牧市】

◇こまきスマート窓口

小牧市は、窓口業務の改善や公共施設の開業日拡大など行政サービスの質の向上に注力しており、その一環として窓口での手続きの簡略化を目指す「こまきスマート窓口」を導入した。

この窓口方式では、利用者が職員に申請内容を口頭で伝え、本人確認書類や必要な持ち物を提示した後、職員が作成した申請書等を確認・署名をするだけで手続きが進められる。「こまきスマート窓口」の導入により、利用者側は、書類の記載の負担が軽減し、複数申請時においても同じ情



小牧市での視察のようす

報を繰り返し記入する必要がなくなった。職員側にとつては、手書きの文字の判読や記入ミスの修正にかかる作業が軽減した。

産業建設委員会

◇視察日

令和6年5月20日～22日

◇参加議員

喜多啓吉・渡部友子・山崎雅史・平山正光・住友利広・下川将吾・橋本幸子・住友進一

◇視察先・視察目的

- ・ 広島県三原市 民間活力導入による駅前複合施設の整備について
- ・ 広島県竹原市 官民連携の竹原観光まちづくりについて
- ・ 歴史的建造物の活用について
- ・ 道の駅たけはらについて
- ・ 旧広島市民球場跡地の開発による広島市活性化について

【広島県三原市】

◇民間活力導入による駅前複合施設の整備

三原市中央図書館は、運営会社と地元書店が、JV（共同企業体）を組んで、指定管理業務をしている。令和2年7月に駅前に移転オープンした、図書館の建設にあたって、JR三原駅前の好立地を生かした中心市街地の活性化、にぎわいづくりが図書館の使命であり、図書館業務、資料の保存や利用者へのレファレン

市民サービスの向上と行政の効率化が同時に実現されているこの新しい窓口スタイルは、本市においても検討すべき取り組みの一つである。

全体の提案を募集する公募型プロポーザル方式とした。約6000㎡の土地で、図書館とにぎわいを創出する飲食店や物品販売施設、健康増進施設、教育・子育て施設、カフェなどの軽飲食を提供する施設を併設する募集内容とした。土地は市有地であり、将来にわたり活用を担保する事業用定期借地権方式を採用し、設計と施行を一括して行うデザインアンドビルドとした。この条件設定から整備するまでに、多くの意見を集約し、整理を行った。市民ワークショップを開催し、新図書館と広場の活用方法について、市民の思いや意見を把握することを目的に開催し、できながざり設計に反映している。



三原市での視察のようす

本市においても、今後、阿南駅周辺の新図書館整備について、参考としたい取り組みの一つである。

〔広島県竹原市〕

◇官民連携の竹原観光まちづくり・歴史的建造物の活用

一般社団法人竹原観光まちづくり機構は、竹原市、竹原商工会議所、竹原観光協会から構成される非営利型一般社団法人であり、令和4年12月に設立された。

目的は、持続可能な観光まちづくりを実現するために、竹原ブランドの形成に向けて戦略的に取り組み、新たな価値を創造する専門的機能を持つことで顧客満足度の高い事業の充実を図り、経済の発展、自然環境との共生並びに竹原市民の生活と文化の向上など、地域の活性化に寄与することであり、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役を行う組織である。

①観光・まちづくりを促進するためのマーケティング及びプロモーション事業

②竹原市における周遊促進と

受入れ環境の整備事業

③町家、古民家等の歴史的建造物等の活用事業

④観光・文化を活かしたまちづくり及び人材育成に関する事業

⑤旅行業法に基づく旅行業及び旅行者代理業

⑥観光物産の開発と販売に関する事業

⑦観光に関連する公共施設の管理運営に関する事業

⑧前各号に関するコンサルティング事業

⑨その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業である。

目指すべき事業の方向性と効果は、まちの価値を外へ発信するなど、ブランドコンセプト構築による認知度向上、観光資源の発掘とコンテンツ造成事業による来訪・市内回遊の促進、新規事業者の受入環境整備促進事業によるにぎわいの創出、自主的に実施する地域振興事業により市内の経済循環を促進させる仕組みの構築、である。

令和6年3月に候補DMOとなり、将来的に登録DMOを目指している。

また、重要伝統的建造物群



竹原市での視察のようす

保存地区に選定されている竹原市の町並み保存地区の現地視察を行った。住民の生活と共存するたけはら町並み保存地区は、住民が誇る「まちあるき観光地」であり、満足度の高い観光地を目指している。竹原独自の町並みの雰囲気味わいながら、食べ歩きなど比較的法ジユアルな楽しみ方を設定し、更なる魅力化を目指し、古民家の改修による食事処やホテル業者と連携した宿泊所開業など、にぎわいを創出している。

本市においても、にぎわいのあるまちづくりを目指して、観光協会と連携していく必要がある。

用語解説

DMO(観光地域づくり法人)地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりの司令塔の役割を担う。

◇道の駅たけはら

道の駅たけはらは、竹原市指定管理者として運営している。江戸時代の情緒が残る町並み保存地区のゲートエリアに位置しており、観光客の利用も多く、手荷物預かり、観光ガイドやレンタサイクルを行うなど、竹原の魅力を伝える役割を担っている。また、地元の特産品や地酒の販売、レストランで特産品メニューを提供するなど、生産者や事業者と連携している。地域交流スペースでは、介護予防体操、社交ダンス、自治会や地元企業の会議や研修、竹芸品の展示会など、地元コミュニティの場としても活用されている。また、竹原市や観光協会と連携し、イベント会場として提供するなど、道の駅への誘客につなげている。

本市において、道の駅の活用や、市の魅力を伝えるための一つの方策として、今後検

討すべき取り組みである。

〔広島県広島市〕

◇旧広島市民球場跡地の開発による広島市活性化

旧広島市民球場は、昭和32年に建設された球場のため、老朽化の問題等もあり、閉鎖・解体する方針であった。

平成29年3月にひろしま都心活性化プランが広島県と連携して策定され、将来像を「誰もが集える、にぎわいと交流の都心ひろしま」とした。基本方針は、「都心にふさわしく広島顔となる空間づくり、都心空間の有効活用による新たなにぎわいの創出」である。

令和2年3月に「中央公園



広島市での視察のようす

の今後の活用に係る基本方針」が策定され、旧広島市民球場跡地の空間づくりの方向性として、民間活力を活用し一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備するとともに、来訪者が気軽に立ち寄れる飲食物販施設を誘致することとした。

平成29年の都市公園法の改正により創設されたPark I P F I制度を活用している。公募により選定された民間事業者が、イベント広場等の公園施設の整備と飲食物販施設等の収益施設の設置を一体的に行うとともに、指定管理者制度により当該民間事業者がイベント広場等の管理・運営も行うこととした。

また、カフェ等の収益施設となる公募対象公園施設があり、収益の一部を広場や園路等の特定公園施設整備費に充当できる。

事業期間については、飲食物販施設等の収益施設の長期的な事業運営を担保すること、民間事業者による優良な投資を積極的に誘導することができるよう、Park I P F I制度による最長期間である20年間とし、イベント広場

の指定管理期間も、収益施設の設置終了期間と同一としている。

令和3年に事業者の公募を行い、代表法人含めて9社で構成する企業グループ（NE W H I R O S H I M A G A

TE P A R K）が選定され、令和5年3月にひろしまゲートパークプラザとしてオープンした。本市において、施設の閉鎖・解体後の跡地活性化の参考にしたい取り組みである。

議会運営委員会

議会運営委員会は、本会議の会期や日程の決定、その他議会運営全般について協議、決定する委員会です。議会運営は各市が独自に行っていますが、本会議を円滑に進めるために設置された議会を代表する委員会です。常任委員会と同様に所管事項に関し、調査を行うため実施した先進地視察研修の内容を御報告いたします。

議会運営委員会

◆視察日 令和6年7月18日～19日

◆参加議員

横田守弘・住友利広・山崎雅史・平山正光・湯浅隆浩・星加美保・喜多啓吉・橋本幸子・久米良久・奥田勇・藤本圭・武田光普

◆視察先・視察目的

- 千葉県市原市
- 委員会インターネット中継の運用について
- 市原市議会議員政治倫理条例について
- 議会改革の取り組みについて
- 委員会インターネット中継の運用について
- 立川市議会議員政治倫理条例について
- 議会改革の取り組みについて

千葉県市原市

◆委員会インターネット中継

市原市議会では、平成19年第4回定例会から本会議の中継を開始している。平成24年

6月に制定した市原市議会基本条例にある市民に開かれた議会を実現するための施策の一環として、平成28年2月から各委員会のインターネット中継を開始している。

開始当初は、予算審査特別委員会の常任委員会を単位とした分科会から実施し、以降、定例会で付託された常任委員会に中継を拡大している。

◆議会議員政治倫理条例

市原市議会議員政治倫理条例の制定に至った経緯について、令和4年7月に執行部のハラスメント防止対策委員会からA議員による職員に対するハラスメント事例が報告さ

れ、各会派連絡会での数回の会議を経て、全員協議会での対応を協議し、A議員に対する議員辞職勧告決議案を議決している。

また、同年8月には、会派の政務活動費の不適切な事案として、住民監査請求があり、政務活動費の返還事案が発生した。

◆議会改革の取り組み

議会改革の取り組みでは、市原市議会基本条例の基本原則に基づき、委員会の原則公開、広報機能の強化、継続的改革の実施、議会活動の検証、広報広聴機能の強化、議員の政治倫理の向上のため規定を設けて取り組んでいる。反問権については、反問権運用指針を策定し、平成24年9月定



市原市での視察のようす

例会から実施している。また、議員の長期欠席等にかかる報酬等の特例に関する条例について、制定に至った経緯は、病気療養のため2か月間欠席することになった議員からの報酬の受け取りに関し相談があったことから、条例制定に至ったものである。

本市における議会運営の参考とし、今後取り組んでいきたいと考えている。

【東京都立川市】

◆委員会インターネット中継

立川市議会のインターネット中継は、平成22年12月定例会から実施している。委員会については平成27年3月の常任、特別委員会から実施している。

インターネット配信を開始した当初、執行部側との間に特に決めたルールはなく、通常の委員会を中継しているとのことであった。

◆議会議員政治倫理条例

立川市議会議員政治倫理条例については、条例制定の背景に平成15年に発覚した職員が関係する水道工事に絡む不正入札事件があり、再発防止に向けて市民の信頼回復、議員の倫理の確立こそ最初に取り組むべきとの声から、平成16年に条例を制定した。執行部では毎年11月をコンプライアンス点検月間としており、今年度にはコンプライアンス推進課が新設されている。

令和4年に同条例に基づく初の調査請求が提出され、審査会が開催された。これまでに審査会が開かれたのは、この一度のみで、その概要は議員が市内の有力者から金品を受け取っていたとの理由で調査請求があり、審査会はこの事実を認定し、品位と名誉を損なう行為に該当するとして、議長に対し文書による厳重注意とすべきとの勧告を行ったものである。審査会からの措置の勧告を受け、市議会において決定された。令和6年には同条例の一部改正を行い、条例の目的に即して、適正な範囲や程度で審査が行われるよう制度全体を見直している。

令和4年に同条例に基づく初の調査請求が提出され、審査会が開催された。これまでに審査会が開かれたのは、この一度のみで、その概要は議員が市内の有力者から金品を受け取っていたとの理由で調査請求があり、審査会はこの事実を認定し、品位と名誉を損なう行為に該当するとして、議長に対し文書による厳重注意とすべきとの勧告を行ったものである。審査会からの措置の勧告を受け、市議会において決定された。令和6年には同条例の一部改正を行い、条例の目的に即して、適正な範囲や程度で審査が行われるよう制度全体を見直している。

◆議会改革の取り組み

議会改革の取り組みでは、立川市議会基本条例を平成26

年4月に制定し、令和2年9月、令和5年11月に同条例の一部改正を行っている。同条例の検証評価を条例制定から5年後に、議員と第三者評価委員会（大学教授等）による評価を並行して行い、令和2年3月にはじめての報告書が提出され、その中で議員の任期中（4年間）に少なくとも一度は見直しの機会を設けるべきであるとの記載がなされた。また、令和4年6月の改選後に検証結果について協議し、令和5年1月に同条例の検証等に関する実施要領を策定し、同要領に基づき全議員



立川市での視察のようす

による検証評価を実施し、同年3月議会において提示している。

このほかの議会改革の取り組みとしては、所管事務調査を実施し、2年スパンで各委員会が決定したテーマを調査・研究し、議会からの政策提案につなげることにしている。また、反問権については、

特別委員会

特別委員会は、常任委員会から独立して、本市の取り組むべき特定の事務について調査、研究を行っています。

まちづくり調査特別委員会

◆視察日 令和6年10月21日～22日

◆参加議員

湯浅隆浩・西川達也・荒谷みどり・渡部友子・住友利広・喜多啓吉・久米良久・奥田勇・佐々木志満子

◆視察先・視察目的

香川県高松市 ・都市計画区域区分 線引きの廃止について
京都府綾部市 ・都市計画区域区分 線引きの廃止について

【香川県高松市】

◆都市計画区域区分 線引きの廃止

高松市が都市計画区域の見直しに至った経緯は、当初設

定の線引き都市計画区域が実態の日常生活圏域に比べてやや狭かったため、市街化調整区域を飛び越えて、地価の安い都市計画区域外や未線引きの周辺町に人口が流出した背



高松市での視察のようす

景がある。

都市計画区域区分の廃止を決めた理由は、

①都市圏としての健全な発展の障害

②区域区分の考え方がなじみにくい土地利用形態

③新たな区域区分拡大に対する住民合意の困難さ

④人口減少の見通し

⑤大規模プロジェクトの終息

このようなことから、今後、市街地拡大の可能性も小さいと考えられるため、線引き廃止を決定した。

線引きについて、市街地調整区域内の住民を中心として従来から線引きに対する不満

の声があり、各種団体・市議会・首長等幅広い層から線引き廃止の要望が寄せられた。こうしたことから、線引き廃止に関して、説明会・公聴会・市政出前ふれあいトークなど様々な機会を通じて市民等に説明を行った。

国及び香川県とは、線引き廃止する理由、問題の有無、新たな土地利用規制について協議した。

平成16年の見直しの概要は、

①都市計画区域の拡大

②用途地域の拡大

③特定用途制限地域の指定

④容積率・建ぺい率等の適正化

⑤開発許可制度を見直し

以後、平成23年、令和2年にも規制内容の見直しを実施している。

高松市は、国のさまざまな制度と共に、都市再生や中心市街地活性化、立地適正化計画を策定するなど、それらが効果を出し合うように、長い期間をかけて住みよいまちを目指している。

高松市を含む香川県全体の線引き廃止に至った経緯やその後の状況について参考とし

ながら、本市に合った都市計画・まちづくりを考えていく必要がある。

〔京都府綾部市〕

◇都市計画区域区分 線引きの廃止

綾部市では、人口減少・少子高齢化が進行し、中山間地域や農村集落ではコミュニティの維持や集落の存続に支障をきたすおそれがあり、市街地では人口や商店などが減少し、空き地・空き家など低・未利用地の増加により、市民の利便性の低下や市全体の活力が弱まる懸念されている。

綾部市は、農村集落を維持しつつ、旧村単位の地区が独自の特性を活かし、地域振興・活性化を図っている。豊かな自然環境との調和と良好な居住環境を形成することや、良好な交通アクセスを活かし、産業活動の拠点都市として、新たな企業誘致や既存産業の基盤強化など商工業の活性化による活力ある都市空間づくりと雇用の確保による持続可能な都市の形成を目指している。



綾部市での視察のようす

綾部都市計画区域では、市街化区域と市街地調整区域とに区分する線引きを行ってきたが、綾部市が目指すまちづくりの実現のため、平成28年5月に線引きを廃止した。

線引きが廃止されると、市街地調整区域がなくなり、無秩序な開発行為や建築行為が行われる可能性がある。

旧市街地調整区域では、良好な居住環境や営農環境を守るため、新たに特定用途制限地域を指定し、環境を悪化させるおそれのある用途の建物などの立地を制限している。

旧市街化区域では、良好な市街地環境を形成し、機能的

な都市活動の確保や利便性向上のため、用途地域の指定を継続し、建物の用途・規模に一定の制限を行っている。

地域の実情に応じたきめ細やかな土地利用を図るため、綾部市まちづくり条例を制定し、住民の参画によって、土地利用など地区レベルのまちづくりルールを独自に定めることができる仕組み（地区まちづくり計画制度）を導入している。

また、無秩序な開発を防止するため、一定規模の用途の開発事業や建築を行う場合、住民説明と市との協議を義務付けた制度を導入している。

1市1都市計画区域であった綾部市の線引き廃止に至った経緯や状況などを参考としながら、本市に合った都市計画・まちづくりを考えていく必要がある。